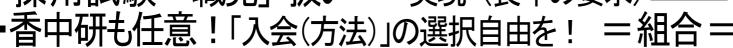
実効性のある「働き方改革」を推進せよ

用試験 扱い

善である。

夏季休業中には、

夏季休業中も含む勤務条件の改





康

第

0

多 忙

化

解

発行所 三豊教育会館内 香教組三観支部 編集 情宣部 TEL 0875-25-3761 http://www.niji.jp /home/kazuo-t /sankanshibu/

と多忙化解消等のための要求行動をしました。

部教育事務所(宮脇所長補佐)に、夏季休業中の勤務条件改善7月25日、香教組三観支部(石川謹章支部長)は、県教委西 や消 す。 いNO

職場づくりを!

ある。

パワハラ。

働

仲多度合同庁舎 取って欲しい。 声を届ける。 お願いしたい。 う、また、「研修」 たな「研修」により、

正な運用と現場への指導を、

今回も現 っかりと聞き

場の

ことがないよう、

県教委の適 を強制する て多忙化が増すことのないよ

かえっ

ては、「廃止」しているが、新

「教員免許更新制」につ

終始時刻とその間

 $\stackrel{\wedge}{\sim}$

適

正な

勤

一務のわりふりとは

☆ ☆

要求書を手渡す石川支部長(左)

今回の要求 は、

めの 和3年~7年度)の内容だけで 教委の出した「教育基本計画」(令 然として多忙である。また、県 の条例が制定された。 師としての知識や経験を積むた 康回復のための し、「一年単位の変形労働時間制. \mathcal{O} しっかりお願いしたい。3年間 る)研修)が保障される環境を、 「働き方改革プラン」が終了 改革は不十分である。 「研修」(各自が望む(求め 「休養」 現場は依 بح 実効

組合 特法の第21条2項 するよう指導すること! められており、積極的に活用 務場所を離れて」の研修が認 特例法21・22条に基づき、「勤 教育公務員には教育公務員 《夏休みの勤務について》

研修または出張扱いにするこ 各種教育研究集会への参加は、 民間教育研究団体主催 導すること。

各校も行事をもたないよう指

して行事をもたない期間に、

精選すること。教育事務所と

夏季休業中の行事を大幅に

性のある「働き方改革」の推進、

をお願いしたい。

本的な

「教職員定数の改善」

ځ

から指導して欲しい。 れているようだ。西部事務 (教育長) の会等が計

所

修の機会を根本から奪ってい の項目がない学校がある。研 進む中、 コロナ禍において、「オンライ くなっている。良いことだ。 る。こんなことがないよう指 定表の勤務の選択肢に「研修」 ン会議」などの働き方改革が ・レポートを課す 組合 組合 選択肢を広げて欲しい。 夏季休業中の勤務予 研修のやり方も検討 研修に関して、 ,研修は少な 宿題

ア・イは事前(少なくとも前日まで)に明示すること。 全員に(少なくとも当該職員)にわりふりを明示すること。 の休憩の配置をわりふること。 画

更に、日程への の年休取得も積極的にすすめ 取れるよう配慮してもらいた 採用試験の勉強時間が取れな 授業や部活動の指導のため、 て欲しい。 したい。また、講師の先生は い時期と重なることがある。 活動の総体や成績処理 い。合わせて、 。各校長から、 校長会でも指導して欲し 採用試験の日 講師の先生へ 配慮をお願い 勉強時間が での忙 程が

させ、 各学校に、勤務時間を明 《勤務時間について》 勤務時間を守らせるこ

できるよう関係機関を指導 忙化解消・休養など) とは良いことである。 ない日が浸透してきているこ て欲しい。 組合 事をもたない日の意義(多 が徹底 更に、

たない日」には、 を持たな いと思うが、事務の研修や校 の行事や研修は計画していな 組合 い日」や 夏季休業中の「行事 県教委主催 「研修を持

で認められている。申請があ 勤務場所を離れての研修も法 れば、適正に承認するべきで を行うことができる。」とされ、 ない限り、 では、「教員は、 勤務場所を離れて研修 本属長の承認を受 授業に支障の

夏休みの行事をもた

中、「職免」 た。感謝したい。 を頂き、

準日)を、 どんどん進めてもらいたい。 取りやすくなった。良いこと だ。お金のかからない施策は 1日に変更したため、年休が 組合 年休取得の付与日 1月1日から9月

う、指導すること。 修の時間が十分保障されるよ 「講師」には、特に自主研

三豊市大原教育長への交渉の 今回、義務教育課荻原課長や することを要求し続けてきた。 教組では長年「職免」扱いに 場合、「年休」扱いであり、香 先生が教員採用試験を受ける 組合 香川県では、 実現することができ 扱いに向けご努力 講師

内では

導入の事例は

あ

る

働時間制」

について、西部管

するが、その後の団会が16時 管理職がいる。 する先生を、 る先生や部活動を長時間実施 段より退庁時間が遅くなる。 30分以降から始まる・・・結局普 日 組合朝早く来て、 がノー部活デー 組合 ある学校では、 認める(誉める) 超過勤務を奨 で職員会を 夜遅く帰 水曜

況調査」を実施(県教委義務 願いしたい。 適正に年休が取得できるよう 教育課からの依頼)している。 次休暇の年5日以上の取得状 組合 三豊市教委では、

っている。適正なリードを 励してしまっていることにな よう指導すること。 がるような学校経営を改める 時間外勤務の強制につな

せること。 「わりふり」を行うようにさ 超過勤務については、 必ず

こと。学校の業務量に見合っ 市町教委や管理職を指導する 附帯決議を完全履行するよう 制」の導入に際しては、 た教職員を配置すること。 組合 「一年単位の変形労働時 一年単位の変形労 国の

か ? 明示するよう確認して欲しい。 ようにするため、 を職員室などの目立つ場所に (最近掲示していない学校 組合 西部 勤務時間 特に聞いてない。」 勤務時間表 が守られ る

簿の両方がいるのか?一本 あるようだ。) して欲しい。 組合 タイムカー か?一本化

他市町でも適正に実施して**にという施策であると思う。 でも適正に実施して欲

また、定年延長で給与が3割 1人分のカウントをするので 給するべきである。働かせ放 支給するより、 堂校全体に支障が出ている。 **一の現状**を放置しないこと。 が持続できない 上カットされモチベーショ 合 再任用ハーフ2人で %の教職調整額を 残業手当を支 教員を増

が 重 修を優先させないのか」と問 教育センター 講する手続き(欠席届)をし ころ、「中堅教諭研修」と期日 い状況)」を申し込んでいたと 回受講を逃すと再受講が難し とでよいのか? てもらった。しかし、その後、 理しているのに、 ただされた。適正に手続き つの「教員免許関係の受験(今 中堅教諭研修は来年度受 なったため、 ある中学校教諭が自 から何度も電話 校長に相談 中堅教諭 こんなこ

ておくような県レベルでの テム上の施策が必要ではな ない。講師を探すので のではない)がきて 正規教員をプール いしたが来 (病休の先 周りの 件費を取って欲しい。 を尊重して欲しい。 導を希望しない人に にせず、 ことがないように個 ではあるが、せめて部活動指 域移行が進められている状況 組 合 作品の募集・出品

生が悪い

知人にお願

か。

産休代替が入っていな

備

(名簿作成・様式など)

先読

加

負

担

が

. 大き

必要

 \mathcal{O}

先生方にしわ寄せ 教員の代替がおらず、 ている。

ある学校では、数学

の負担が大きい。

部活動の地

置せざるを得ない状態となっ

(が入らず、欠員の状態を放

多くの学校で代替教

例はあ 西部 るの 4月から入った例

ている。更に、宣伝等も 認知拡大を望んでいる。 組合 の生徒を受け入れる)とい 学びの多様化学校 学び直しの場となって 高瀬中学校夜間学級 問い合わせも増え (学齢

3

労働組合の結成・

4

不当労働行為の申し立てに対し、

不利益な取り扱いをすること

2

労働組合の

1

納者への家庭連絡は 大切だ。それなら、給食費未 校長が、「読んで分かることを 務処理)の導入に関して、ある 雇うべきではないか。 サポーター等の人材を新しく で欲しい。」などと言った。確 制しない。 務となっているが、 かに事務の方の働き方改革も システムやプラットホーム(事 が入ってきている。**研修を強** もお願いしたい。 (事務職員さんに) 聞かない 減策はないのか。 「新たな研修制度」 また、 新しい研修 外部 その負担 、担の軽減 担任の業 から

特別練習、及び自治体からの いて、 解消のための方策を示すこと。 持ち込み行事・作品募集につ 中学校の部活動、 実態を把握し、多忙化 中学校では、部活動 小学校の

県としても予算や人 強制する 市町任せ 人の意向

に関して、 組合 の段階で精選して欲しい

拙速に参加しない。 大阪・関西万博の参加 安全対策、 参加を強制 避難計画

動向に注目したい。 年度)どうするのか?香中研 境となった。香中研は今後(来 ないことも選択肢としやすい り、今までの強制から、 を先生方に配布した。これによ ざします!)」との、 香小研!)(入会方法が変わりま 方法を明文化したA4のプリント からのお知らせ(変わります! 組合 体である。 (働き方改革との両立をめ 「香川県小学校教育研究会 香小研や香中研は任意 香小研は24年度当 任意と入会

長補佐)は次の様に回答しまし 県教委西部教育事務所 これらの組合の要求に対して *

要望は、所長・本課に伝えたい 所長補佐 現場の声を聞いた。

(宮脇所 交渉する三観支部代表 仲多度合同庁舎

○長期休業中の勤務予定表に、「研修」が選択肢にない学校がある。研 修権を根本的に奪っている。適正な運用と指導を・・・!

○管理職は勤務時間後からの会議が当たり前とならないような職場のム

・ドづくりをリードし、 やりがいをもって働けるよう配慮すること。

〇大阪・関西万博。安全対策、避難計画、団体収容能力などが不 拙速に参加しない。参加を強制しない!

- と解消」・「教職員定数増」の実現を!











トップページ URL 》・・・(香教組トップペー http://www.niji.jp/home/kazuo-t/sankanshibu/

-ジ URL »

香教組 トップペース 〇「<u>http://kakyoso.com/</u> 〇 「香教組 」で、検 で、検索できます! 是非一度、見てね

○労働組合法第7条で禁止されている不当労働行為とは 組合の加入・結成・行為等に対し、 不当労働行為 団体交渉を正当な理由もなく拒否すること 運営に支配・介入すること 差別を与えること

(要約

